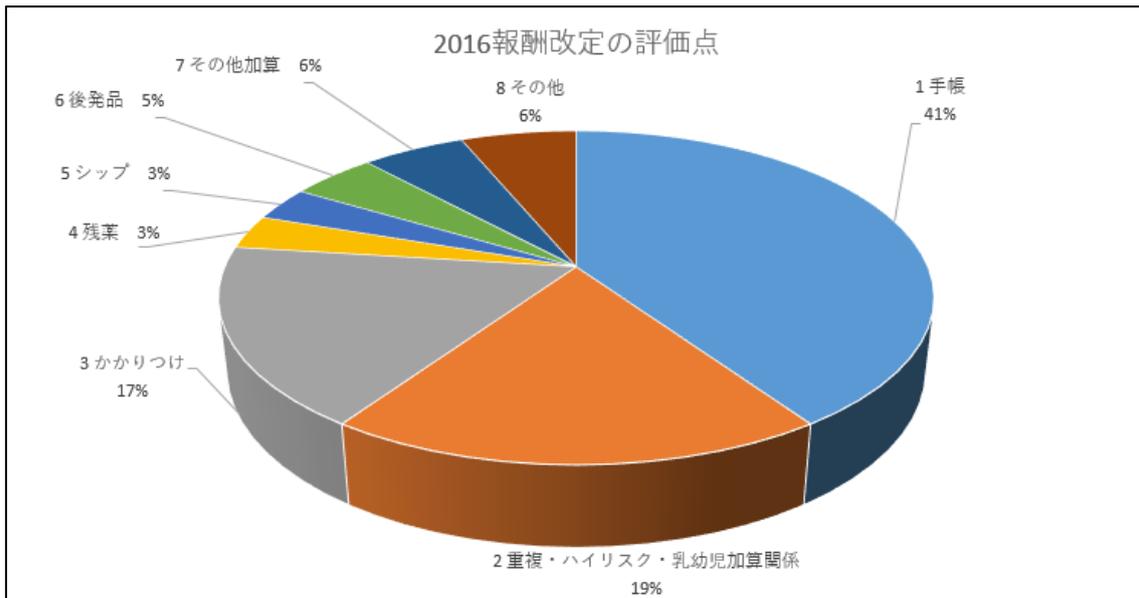


## 【一般社団法人日本薬局経営学会】アンケート調査に関する 考察&感想

### ① 平成 28 年度調剤報酬改定について良かった点

今回の改定で現場の薬剤師から評価された点は、大きく 2 つあり、お薬手帳の持参率向上と職能（重複投薬・相互作用防止等加算・かかりつけ薬剤師）に対する評価であった。



「お薬手帳の持参率向上」の背景には、従来の持参すると負担金額が高くなるのとは真逆で、持参することで負担金が安くなるという患者メリットが大きく働いているようである。同時にお薬手帳（併用薬を知れること）は薬剤師業務の質向上と重複薬等の削除による医療費削減に寄与することも考えると患者・薬剤師双方にとって良かった点であると考えられる。

平成 26 年～平成 28 年

薬剤服用歴管理指導料  
手帳あり 41 点  
手帳なし 34 点

平成 28 年～※

薬剤服用歴管理指導料  
手帳あり 38 点  
手帳なし 50 点

※原則 6 月以内に処方せんを持参した患者に対して行った場合

調剤基本料 1 または 4 を算定している薬局

次に、職能に対する評価としては、「重複投薬・相互作用防止等加算」等の薬学管理料、「かかりつけ薬剤師制度」が挙げられた。「重複投薬・相互作用防止等加算」は今までの業務に対して算定要件の拡大がはかられ、従来業務の方向性が妥当であると評価された点が

大きかったのではないだろうか。

平成 26 年～平成 28 年		平成 28 年～	
特定薬剤管理指導料加算	4 点	特定薬剤管理指導加算	10 点
重複投薬・相互作用防止加算	あり 20 点 なし 10 点	重複投薬・相互作用防止 <u>等</u> 加算	30 点
乳幼児服薬指導加算	5 点	乳幼児服薬指導加算	10 点

○ H28 年度調剤報酬改定による算定対象拡大の例

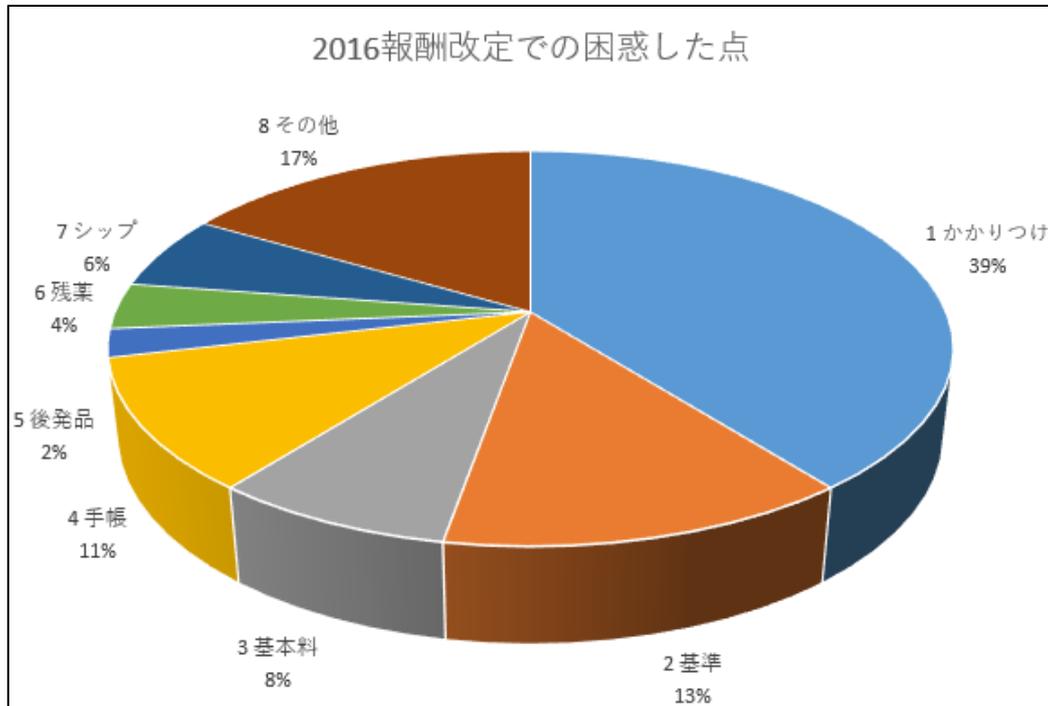
- ・過去の副作用やアレルギー歴等による疑義照会
- ・同一医療機関等からの処方箋に基づく疑義照会
- ・年齢や腎機能等を考慮した、過量投与による用量の変更
- ・服薬困難のための剤形変更

「かかりつけ薬剤師制度」については、薬剤師の患者への関わり方（一元的管理）が示され、それに対する評価がなされたことが大きかった。また薬剤師の中での区別が生まれ、業務に対するモチベーションになっているようである。

今回、現場の薬剤師が歓迎している共通点は、「薬剤師業務への評価」であった。一方で業務に対する評価は負担金の増加に繋がる面もあり、負担金についての改革が必要になってくる可能性もある。

## ② 平成 28 年度調剤報酬改定において困った点

今回の改定で現場薬剤師が困った点は、大きく二つあり、かかりつけ薬剤師制度と基準調剤加算であった。



「かかりつけ薬剤師制度」については、制度の趣旨は評価されている面もあるが、かかりつけ薬剤師となる要件（勤務年数・地域活動・認定薬剤師）について不明確（当時）であったり厳しいという意見があった。また女性が多い業界においてシフト表の提出には抵抗感もあるようだ。女性という面ではワークシェアや時短勤務という時代に 32 時間という要件も厳しいようである。箱から個への評価転換は薬剤師の働き方への変化を生む可能性もありそういった点も現場の不安に繋がっているように思う。

### かかりつけ薬剤師の要件

- (1) 以下に掲げる勤務経験等を有していること。
  - ア 施設基準の届出時点において、保険薬剤師として **3 年以上**の薬局勤務経験がある。
  - イ 当該保険薬局に **週 32 時間以上**勤務している。
  - ウ 施設基準の届出時点において、当該保険薬局に **6 月以上**在籍している。
- (2) 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得していること。
- (3) 医療に係る地域活動の取組に参画していること。

※地域活動に対する各担当厚生局および薬剤師会の対応は別添資料参照

また「かかりつけ薬剤師指導料」の算定に伴い事前の同意書の取得に対しても、新たに導入された仕組みであることから現場での混乱を招いた。他、医科・歯科の各診療報酬算定において同意書が求められたケースはなく、「調剤だけ」という点に現場の不信感が強いことも調査結果より見ることが出来る。

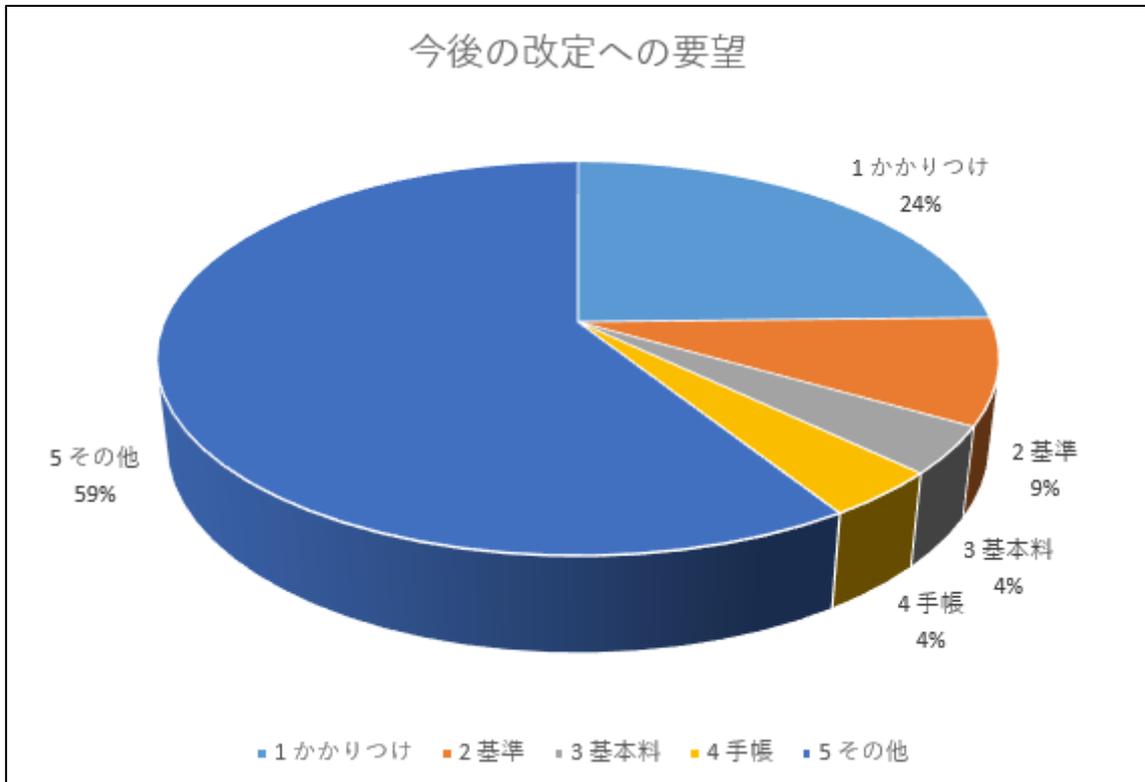
「基準調剤加算」については、基本料区分による算定不可や一部のマンツーマン薬局では集中率やGE使用率を満たすことが困難なケースもあるようで、現場薬剤師の意欲とは違う所でのハードルがあるようだ。また開局時間や勤務年数についても薬剤師不足の現状では要件が厳しいようである。

そのほか、「お薬手帳(薬剤服用歴管理指導料)」、「調剤基本料」と課題点が挙がっている。その一つとして「調剤基本料」の区分細分化により、一部お薬手帳持参によるメリットを享受できない患者がいることを懸念する意見があった。マスメディア等でも「お薬手帳持参で安くなる」という報道もある中で、特例である旨を説明するも患者への理解までは繋がらない現状がある。また調剤基本料の細分化についても、一物多価となっていることが患者だけではなく、現場での混乱を招いたという意見もあった。

地方中規模チェーンを中心に、調剤基本料区分の細分化についての指摘もある。門前批判が続いているが、現場で行われる業務に違いはなく、枚数や集中率での区分分けについて意見が多く出ている。

### ③ 今後の調剤報酬改定に対する要望事項

現場レベルからの要望なので、多岐にわたる内容が集まったが、大きく分類をすると「かかりつけ薬剤師制度」「基準調剤加算」「調剤基本料」「制度設計」に分けられる。



「かかりつけ薬剤師制度」については、賛同する声も多く集まったが、「箱から個への評価」への報酬設計に疑問を持つ現場も多い。「基準調剤加算」の算定要件を含め、勤務年数や勤務時間が含まれたことにより、従業員の育成に弊害がでるとの意見も多い。実際にかかりつけ薬剤師指導料を算定している店舗では、業務に対する充実感を感じる反面、業務効率の低下や個人への負担増に繋がるという意見も多く、積極的に取り組めないという現状もある。薬剤服用歴(薬歴)による情報共有が必然的である今日の業務において、特定の薬剤師と患者を紐付ける制度に対しての検討事項は多くある。また「かかりつけ薬剤師」および「基準調剤加算」の要件に含まれる「地域活動」について再度検討し然りとした回答を求める声が多い。各々の企業で取り組まれている地域向けイベント等は評価をされず、薬剤師会への誘導と取らざるを得ない疑義解釈および受理有無に疑問を感じている薬剤師は多い。

「調剤基本料」の薬局区別は改善すべき点なのかもしれない。大型駅前薬局といわれる店舗でも設備投資や人員配置、在宅医療へ参入としっかりした取り組みをしているところがあることは否定できない。地域活動についても然りである。「調剤基本料」はすべての処方せんに関わる施設基準であるため、患者への説明・理解ができるものでなくてはならない。

現在の基本料区分は大型店舗およびチェーン店に対する批判的要素が強く、患者本位の

点数とは言えないのではないだろうか。

「制度設計」という点において、国の目指す地域包括ケアに向けた薬局ビジョンが示された改定であったと全体的に認識されている。しかしながら算定要件の緩和は薬剤師の努力部分もあるが、3月～4月にかけての算定要件の不明瞭さは相当現場の混乱を生み正当な報酬を得られなかったケースも数多く報告された。方向性のみならずより具体的な要件・条件を3月中に示すことはとても重要ではないかと思う。特に施設基準等の届出を受ける各厚生局での見解もさまざまであり、公的ルールと言えない点は、保険薬局に限らず「医科」「歯科」ともに求められるのではないだろうか。「調剤」に関して言えば、薬剤師会のみだけでなくされる厚生局からのアナウンス、それによる情報の湾曲は公平性に欠けるものがある。また、患者側（生保・公費）の意識改革も必要であろうし、具体的な負担感のある制度設計をしないと医療費削減という本来の目的を完遂することは医療者の努力だけでは難しいように思う。

【本調査会員協力企業】 全 28 企業 270 店舗

- ・ [株式会社メイプルファーマシー](#) (北海道)
- ・ [株式会社アルティグローバル](#) (北海道)
- ・ [株式会社ピー・アンド・エス](#) (秋田県)
- ・ 有限会社桂林 (新潟県)
- ・ [有限会社メディハート](#) (群馬県)
- ・ [有限会社ウエサカ薬局](#) (埼玉県)
- ・ [株式会社ニシマチ](#) (東京都)
- ・ 有限会社グリーンリーフ (愛知県)
- ・ [株式会社アベニール](#) (大阪府)
- ・ [株式会社角田医療機器](#) (岡山県)
- ・ [株式会社小松薬局](#) (広島県)
- ・ [有限会社ゴードカンパニー](#) (広島県)
- ・ [マリン薬局株式会社](#) (広島県)
- ・ [株式会社ドラッグしみず](#) (広島県)
- ・ [有限会社仁成堂](#) (山口県)
- ・ 有限会社オオタ薬局 (山口県)
- ・ [有限会社徳吉薬局](#) (鳥取県)
- ・ [株式会社永富薬局](#) (大分県)
- ・ [株式会社サティスファーマ](#) (鹿児島県)
- ・ [有限会社マルノ薬局](#) (鹿児島県)
- ・ [上別府グループ調剤薬局](#) (宮崎県)

【協力企業】

- ・ 北日本調剤株式会社 (北海道)
- ・ 株式会社ナカジマ薬局 (北海道)
- ・ 株式会社せいき (大阪府)
- ・ 株式会社ショーワ薬局 (奈良県)
- ・ 株式会社アクロス (山口県)
- ・ 株式会社ハッピーファーマシー (愛媛県)
- ・ 株式会社ファルマコム (鹿児島県)

【調査・分析】 ・ [株式会社Ka e マネジメント](#) (東京都)

【本調査に関するお問い合わせ】

一般社団法人日本薬局経営学会	tel : 03-5829-6659	fax : 03-5829-6679
事務局 : 駒形 公大	e-mail : <a href="mailto:jimukyoku@jamps.club">jimukyoku@jamps.club</a>	

【基準調剤加算 地域活動の取組と各担当厚生局・薬剤師会の対応】 別添資料  
平成 28 年 4 月 12 日 (株)K a e マネジメント調査

◆北海道

基本的には自社主催の患者向け勉強会で大丈夫

◆新潟

県薬剤会より 3 月 31 日疑義解釈の内容がメールで送付

◆東京

〇〇区薬剤師会の副会長（今回の報酬改定の担当者らしい）に確認したところ添付の研修会は「薬剤師会主催として地域活動に該当で出している」とのことでした。

どうやらメーカーが絡む研修会も「薬剤師会主催」で認められるという見解です。

<http://www.kae-management.com/pdf/20160411siryou.pdf>

◆埼玉県

さいたま市薬剤師からの通知はとくになし。

提出書類（持ち込み、特に指導なし。）

- 多職種地域ケア会議 参加（これだけの店舗もあり）
- 学校薬剤師活動
- さいたま市 紙オムツ支給事業
- 休日診療 輪番対応
- 休日夜間診療所 薬剤師出動活動
- 地域健康フェア（薬剤師会主催）への参加
- 店舗での健康教室（OS-1 の作り方等）

◆千葉県

薬剤師会

旭市薬剤師会、匝瑳薬剤師会、山武郡市薬剤師会では、特段解釈は出ていませんが、実施済み研修会の一覧を会員向けに情報提供

◆神奈川県

（厚生局確認）

- ① 研修会等への参加→地域の方とのふれあいなどがないとダメ。薬剤師のスキルアップのためではない。該当するものであれば証明するものはチラシでも良い。
- ② 企業が主催する地域活動（健康フェア等）→今のところは認めない。これから認められる可能性はある。

③ 学校薬剤師としての委嘱→必ずしも必要ではない。①の研修会・講演などだけでも大丈夫。地域の方とのふれあいがないとダメとのことで、基本薬局がある地域を指すそうです。

#### ◆山口県

##### 4.7 薬剤師会よりメール

4.7に薬剤師会のメールが来て地域活動の一例として下記の内容が挙げられていました

- ・薬と健康の週間において、日薬の示した方針に基づき、県薬、地区薬剤師会で行った活動
- ・地域薬剤師会依頼に基づく地域イベントの参加
- ・薬局において地域住民に「実施要項」にある項目等についての啓発活動の実施

確認書類は主催者の証明する書類だけでなく、活動の自己申告でも良い

##### 4.11

厚生局山口事務所より、「『薬と健康の週間』は行政が主催する地域活動に該当するため、これに参加し活動を行っていただければ地域活動要件を満たしていると認められる」との回答を得ました。

添付書類としては、会員実施要綱の複写と、実際に活動した薬剤師名を付記することが必要です。

なお、既に提出している事例について、地域活動に関することで取り下げを求める予定はないとのことでした。

<http://www.kae-management.com/pdf/20160412siryou.pdf>

#### ◆宮崎県

宮崎県薬剤師会（FAXより）

（現時点での基本的な考え方）

疑義解釈より

- ・基本的には、住民を対象とした説明会等に参加している場合が対象となります。一般住民が参加していない説明会（例えば、医療関係者のみの研修会）等は対象外となります。
- ・学校薬剤師として移植を受けているだけでは対象とならず、児童・生徒・保護者等を対象とした講演等を行っていることが必要です。
- ・県薬剤師会や地域薬剤師会が主催する薬剤師を対象とした研修会等は該当しません。
- ・参加した講演会等は、行政機関や医療関係団体が主催したものであり、私企業が主催したものは対象となりません。

地域活動についてですが、4/12宮崎県薬通知にて算定項目として在宅当番も含まれるとの事でした。処方元が休日・祭日の当番に薬局も開局する一般のものです。

これも地域活動とみなされるとの事でした。薬剤師会に直接電話確認済み。

※ただし、薬剤師会加入が絶対条件だそうです。

◆鹿児島

薬剤師会の支部単位で薬局に FAX あり

<http://www.kae-management.com/pdf/20160411siryou4.pdf>

要件の算定に当たり、薬剤師会主催の地域活動を開催

<http://www.kae-management.com/pdf/20160411siryou3.pdf>

◆沖縄県

県薬主催の研修会であれば基本 OK

但し、調剤報酬改定研修会や高度管理機器研修会はグレー。

薬品メーカー主催の勉強会は不可。

薬局内で地域住民を集めての講習会（「インフルエンザについて」等）は OK.

以上は県薬の診療報酬担当者からの回答

◆その他

<http://www.kae-management.com/pdf/20160411siryou2.pdf>